

令和7年3月17日

保護者・地域のみなさま へ

大阪市立喜連中学校

校長 三好 充

生活指導部

校則の見直しについて

春暖の候、保護者・地域のみなさまには、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、本校教育活動の推進にご理解とご協力をいただきまことにありがとうございます。

さて、本校では、生徒手帳「学校のきまり」をもとにルールやマナーを守ることの大切さについて日々指導しています。

さらに、生徒会執行部が中心となり、令和8年度の校則の見直し及び追加を行いました。見直し、および追加された校則は以下の通りです。

①ウインドブレーカーの着用期間について

→着用可能期間：11月～3月を廃止し、気候に応じて年中着用可となります。

②中間服の防寒着について

→中間服の下に防寒着を着用する場合は黒か紺のVネックのセーター、またはベストを着用してもよい。

以上の2点になります。何卒、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。